

## 第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の  
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成31年3月20日

(事業名称) 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 7項目 (選定した理由 P132~136)  
大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物、温室効果ガス

**【大気汚染、騒音・振動共通】**

計画地周辺の交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

**【景観】**

計画地周辺では、海の森水上競技場及び海の森公園が整備中であることから、これらの整備状況を考慮し必要に応じて調査地点を追加するとともに、眺望の変化の程度について予測・評価すること。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 10項目 (選定しなかった理由 P137~141)  
水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見及び周知地域区長の意見

## 1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	2 件
合 計	2 件

## 2 周知地域区長からの意見

### 【江東区長】

#### ○ 大気汚染

区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。また微小粒子状物質（PM2.5）は減少傾向にあるものの環境基準を達成できたのは近年のみである。工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や搬出入関係車両の通行に伴い、排出される大気汚染物質について環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。については、低公害型の工事用車両の採用、教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理等、環境保全のための措置を図ること。

#### ○ 悪臭

工事の完了後、不燃・粗大ごみの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。

#### ○ 騒音・振動

環境影響評価調査計画書記載のとおり、江東区東雲2-5の湾岸道路は、昼夜ともに騒音について環境基準を上回っている。施設周辺及び関連道路について、工事施工中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、工事完了後における施設の稼働やごみ収集車両等の走行による影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。

#### ○ 土壌汚染

工事施工に伴い発生する建設発生土や建設泥土による土壌汚染が、生活環境に影響を及ぼすことのないよう、工事の施工中の計画地や運搬土壌からの土壌の飛散を適切に予測し、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。

#### ○ 景観

本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。

東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議するように努められたい。

## ○ 廃棄物

新設処理施設の設置に伴う廃棄物、特に不燃物の選別精度向上により、最終処分割合の削減効果等につき、計画時点で、どのように予測、評価をしているのかを明記されたい。

既存処理施設を稼働しながら計画建築物等の建設工事を行うため、工事の施工中は既存処理施設の稼働に伴い発生する廃棄物も踏まえたうえで、予測・評価されたい。また、工事の施工中は既存処理施設の稼働に影響が生じることが無いよう十分配慮したうえで、当該事業を実施すること。

工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従事者等の飲食による生ごみ・器等についても、発生抑制や資源としての有効利用を図り、ごみ減量に努めること。

## ○ 温室効果ガス

新設処理施設では、最新機器の導入により、廃棄物処理量当たりのエネルギー消費量の削減を図っていると考えるが、計画時点で、どのように予測、評価をしているのかを明記されたい。

P171（表8-28）にて温室効果ガスの予測事項を「施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度」とし、予測方法を「施設の稼働に伴うエネルギー（電気・都市ガス等）使用量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする」としているが、整備工事中の工事用車両や建設機械などから排出される温室効果ガスについても考慮し、温室効果ガスの排出を極力抑制する対策を取り入れた施工計画とすること。

## 【大田区長】

本件環境影響評価調査計画書によると、工事期間中の関係車両の導線として、城南島内に所在する臨港道路を経由し、工事区域までのアクセス計画が示されている。

当該道路は、城南島を経由し中央防波堤外側及び大田市場が存在する東海を結ぶ臨海部の広域幹線道路であり、平時より一定の時間帯において慢性的な車両交通渋滞が発生しているとともに、当該整備事業に起因する工事用車両の往来により更なる交通負荷が発生することで、城南島に所在する企業の活動に支障を来たすことが懸念される。

については、当該整備事業に係る関係車両の工事区域へのアクセス計画等について、大田区臨海部や内陸部にできる限り負荷がかからない混雑緩和措置を講じること。また、供用開始後においても最大限の環境保全措置に努められたい。

## 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響 評価調査計画書について（案）

### 第 1 審議経過

本審議会では、平成 31 年 1 月 22 日に「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第 2 審議結果

#### 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺の交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

#### 【景観】

計画地周辺では、海の森水上競技場及び海の森公園が整備中であることから、これらの整備状況を考慮し必要に応じて調査地点を追加するとともに、眺望の変化の程度について予測・評価すること。

### 第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成31年 1 月 22 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	平成31年 3 月 20 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 （大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、 景観、廃棄物、温室効果ガス） ・ 総括審議
審議会	平成31年 3 月 28 日	・ 答申（予定）